

精神障害で入院されている方の 退院後支援について

退院後の生活についてご相談をお受けします

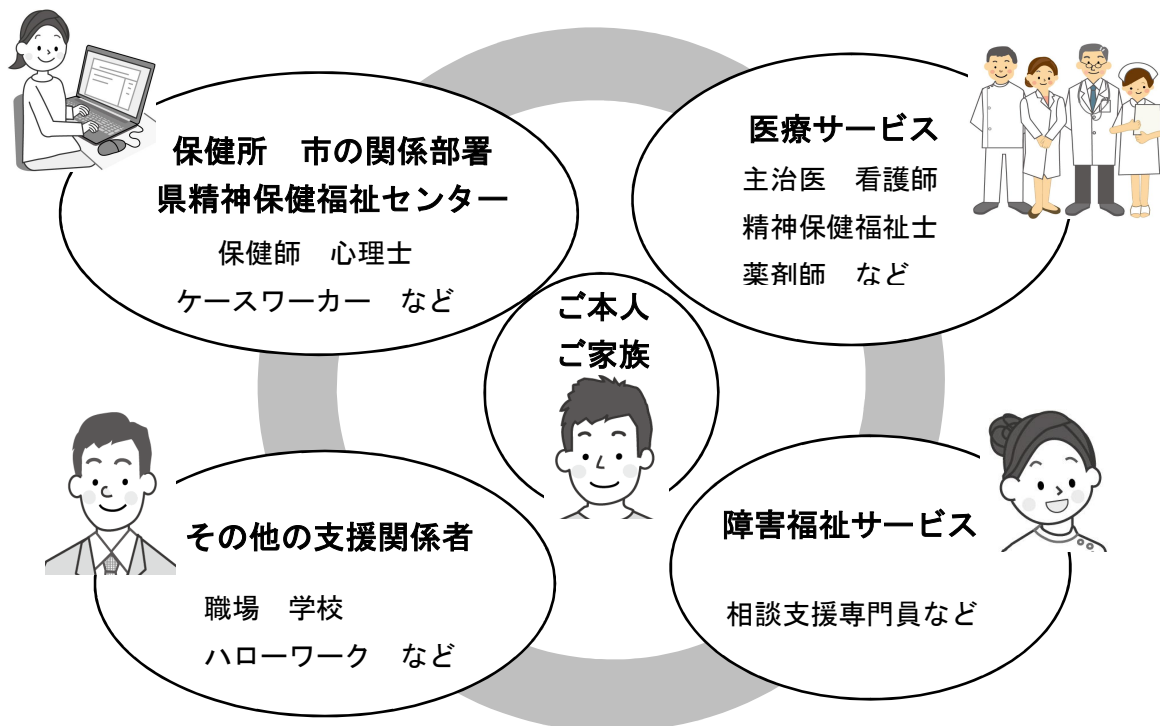
薬を飲み続けられるかな？
体調が悪くなったら・・・



自宅に帰ってか
ら、一人で家事が
できるだろうか・・・

退院後支援は、保健所が中心となって、病院、精神福祉サービス事業者、市の関係部署などの支援者が協力して、ご本人、ご家族を支える制度です。

《 裏面の「大事な説明事項」をご覧ください 》



問い合わせ先

秋田市保健所 健康管理課 精神保健・自殺対策担当

電話番号 018-883-1180

《 大事な説明事項 》

（同意）

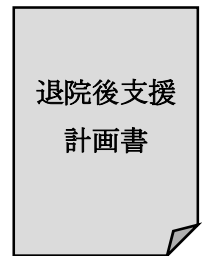
○退院後支援を受けるためには、同意書の提出が必要です。



○同意はいつでも撤回できます。表面の「問い合わせ先」へご連絡ください。

（会議・退院後支援計画）

○会議を開いて退院後支援計画書を作成します。



○会議には、ご本人のほか、次の方が参加できます。

- ・ご家族（参加を望まないときはお知らせください）、その他の支援者（代理人、友人など参加を希望する方をお知らせください）
- ・このほか、保健所、病院、障害福祉サービス事業者、市関係課など支援者も参加します。



○会議の参加者は、ご本人の個人情報を漏らさないことを約束します。

○退院後支援計画は、必要に応じて、見直したり、支援期間を1回延長したりできます。表面の「問い合わせ先」へご連絡ください。

（転居）

○退院後支援計画の支援期間中に転居するときは、表面の「問い合わせ先」へご連絡ください。